

「市長への手紙」HP掲載データ（令和5年12月分）

見出し	0512-17 久慈市の空家対策
ご意見	久慈市の空家対策の取組の内容を教えてください
回答	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法が、平成27年5月に国において施行されました。この特別措置法では、空家は個人の資産であることから、所有者の責務として、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めることなどが示されました。</p> <p>また、特別措置法の施行を受け、久慈市でも条例を制定し、久慈市空家等対策計画をとりまとめ、①所有者による空家の適正管理の促進、②空家の利活用の促進、③管理不全による危険な空家への措置などの取り組みを進めているところです。</p> <p>具体的には、平成28年に把握した空家の所有者等に対する適正管理を促すパンフレットの送付や、固定資産税の納入通知に適正管理を促すチラシを同封し、適正管理の啓発に努めております。</p>
担当課	建築企画課 電話：0194-52-2120